

平針北学区体育委員会会則

[名 称]

第1条 本会は名称を平針北学区体育委員会といい、事務所を平針北コミュニティセンターに置く。

[目 的]

第2条 本会は平針北学区（以下 学区と略す）の事業・行事に協力し、学区民の親睦を図るとともに、スポーツを通じて、明るく住み良い学区作りに協力する事を目的とする。

[事 業]

第3条 本会は、前条の目的のために次の事業を行う。

- (1) 学区の、体育関連の事業及び行事を企画・立案し学区町内会長会議に提案する。事業・行事を実行するには、学区町内会長会議の承認を必要とする。
- (2) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

[組 織]

第4条 本会の会員は、学区の名古屋市体育指導委員及び学区町内会で選出した体育委員を以って組織する。

[構 成]

第5条 本会は、会長1名、副会長1名、会計1名、会員12名程度を以って構成する。尚、会長、副会長、会計は、学区体育指導委員の互選により決定する。

[会長・副会長の任務]

第6条 本会の会長・副会長の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会の事業執行を統括するとともに本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長事故あるときは、その職務を代行する。

[会計年度及び運営費]

第7条 本会の会計年度及び運営費は次の通りとする。

- (1) 本会の会計年度は、学区会計年度に準じる。
- (2) 運営費は、学区助成金、その他の収入を以ってこれに充てる。
- (3) 会計年度終了後1ヶ月以内に、学区に会計報告し監査を受けるものとする。

[任 期]

第8条 本会の会員の任期は、次の通りとする。

- (1) 学区体育指導委員は、名古屋市体育指導委員の任期に準じる。
- (2) 学区体育委員は、第9条の定めるところする。

[運 営]

第9条 本会の運営は委員会において決定する。

- (1) 委員会は、会長が必要の都度召集し開催する。
- (2) 委員会は、前項の他、学区町内会の要請及び会員多数の要求により開催する。
- (3) 委員会の議決は、出席会員の多数決により決定する。

[体育委員]

第10条 体育委員は学区町内会で推薦し、決定する。

- (1) 体育委員の定員は、学区町内会数と同じとする。但し、必要に応じて若干名の増減ができるものとする。
- (2) 体育委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- (3) 体育委員に事故等があり、任期中の職務が遂行出来ない時は、後任者を学区町内会に要求し補充する。但し、後任者の任期は、前任者の残任任期とする。

[附 則]

第11条 本会則は、平成15年4月1日から施行する。